

平成 29 年 7 月 28 日

兵 庫 県 知 事 井戸 敏三 殿  
神 戸 市 長 久元 喜造 殿  
兵庫県公安委員会委員長 三宅 知行 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・  
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二

児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書

1 私どもは、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、全日本私立幼稚園連合会、東京都小学校 PTA 協議会等多数のご賛同を得て、子ども虐待死ゼロと虐待される子どもを可能な限り少なくすることを目的に児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動等を求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施し、これまでに約 3 万 5,000 人の署名及び法改正を求める要望書を安倍総理大臣宛に提出しております。私どもの要望を受け、昨年 5 月には参議院厚生労働委員会で、児童相談所と警察等の間で虐待案件に関する情報が「漏れなく確実に共有されるよう」、本年 5 月には衆議院厚生労働委員会で「全件共有できるよう」、必要な検討を行う旨の附帯決議が全会一致でなされているところです。

こうした中、本年 5 月、姫路市で、2 年前に両親が当時 4 歳の長男に虐待を加え逮捕され、その後長男が児童養護施設に保護されながら、その後この両親の間に生まれた次男について両親が腹部を蹴るなどし意識不明の重体に陥らせた事件が発生しました。本事案については児童相談所が関与していました。兵庫県内では、平成 25 年から 26 年にかけて加古川市、姫路市で、父親が乳児に大けがを負わし逮捕され(乳児はその後死亡)、父親がその後生まれた別の乳児について児童相談所が関与しながらさらに大けがを負わせるという事件が、平成 21 年 11 月には三田市で当時 5 歳の女兒が、平成 20 年 5 月には伊丹市で同じく当時 5 歳の女兒が、いずれも児童相談所が一時保護しながら解除し、家庭に戻してしまい、その後虐待死させられるという事件が起こっています。以上のとおり、兵庫県内では児童相談所が関与しながら虐待死や別の兄弟に対する深刻

な虐待を防止できなかった事件が続発しています。また、兵庫県のいわゆる所在不明児童は本年6月1日現在7名に上っており、全国最多となっています。

2 本年5月の姫路市の事件は、危険な家庭で暮らさざるを得ない子どもの安全確保のために、児童相談所はいかなる有効な対策を講じていたのか、一時保護すべきでなかったのかなど検証されなければなりません。児童相談所は、警察に対してこの家庭に次男が生まれ、児童相談所が虐待家庭として把握していたという情報を提供していませんでした。平成25年から26年にかけての加古川市、姫路市での事件も、別の兄弟に対して虐待を加えた父親と同居を続けさせ、警察に連絡していませんでした。伊丹市、三田市の事件では、児童相談所が一時保護しながら保護を解除し、家庭に子どもを戻し、みすみ虐待死させてしまいました。いずれの事件でも警察との情報共有も連携もなされていませんでした。

全国で見れば、児童相談所が関与しながらみすみ虐待死を防ぐことが出来なかった事件は、10年で150件に上りますが、これらの多くは、児童相談所は警察に情報提供もせず、案件を抱え込んでは、自ら家庭訪問もほとんどせず、放置していた事例です。

これらの事案から明らかなのは、まずは、児童相談所と市町村、警察とで情報共有することが必要不可欠であるということです。現在は警察に寄せられた虐待案件については児童相談所に全件通報されていますが、児童相談所に寄せられた案件は児童相談所から警察には殆ど通報されていません。児童相談所は案件を抱え込み、自ら家庭訪問も殆どできないままです。

子どもを虐待から守るためには、児童相談所、市町村、警察とで情報共有した上で連携し危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う、特に危険な状態にある認められる事案については直ちに警察に通報し、虐待の継続・エスカレートの防止を図ることが是非とも必要です。

警察も児童相談所任せにするのではなく、自ら積極的に子どもを保護するための活動に取り組まなければなりません。姫路市の事件のような危険な家庭に子どもが暮らしている事案では、児童相談所から情報提供を受けた場合には、児童相談所・市町村と連携して家庭訪問する、重点的にパトロールし、

把握した状況を児童相談所に通報し、児童相談所の一時保護等適切な対応につなげるなどの対応を取らなければ、子どもを虐待から守ることはできません(警察はこのような取組はストーカー被害者に対して既に行っています)。

3 児童相談所は、戦後直後に戦災孤児を保護する機関として設立された経緯からして、本来子ども虐待に適合した組織ではないこともあり、設置数も少なく、職員数も少なく、虐待対応という危機対応に必要な設備もなく、訓練もなされず、職員も専門的知識を有さず、通報があっても直ちに対応できず、夜間休日は対応できず、児童福祉司 1 人当たり 140 件もの案件を抱え、到底自らで家庭訪問もほとんどできないという実情にあります。

それにもかかわらず、警察等他機関と情報共有も連携もせず、案件を抱え込み、家庭を訪問して子どもの安否を確認するということすら十分に実施していません。これでは、悪化の一途をたどる子ども虐待問題への有効な対応ができるわけがありません。アメリカやイギリスのように警察と全件情報共有した上、連携して適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う、特に危険な状態にあると予想される事案については放置することなく直ちに警察に通報するなど、案件を抱え込むのではなく、関係機関と連携して子どもを救う取組を行うよう早急にその体質を改めることが必要です。

児童相談所が警察との情報共有を拒む現状は、折角の住民からの虐待の通報が死蔵されたままとなっています。児童相談所が把握している家庭について 110 番通報等がなされても、児童相談所が情報提供しない現状では、警察官が親に騙され虐待を疑うことができず、子どもの保護等適切な対応をとることができないことが日常的に起こっています。平成 26 年 1 月東京都葛飾区では、児童相談所が把握している家庭につき警察に情報提供しないまま、その家庭に 110 番が寄せられ、警察官が家庭訪問しましたが親に騙され虐待を見抜くことが出来ずに帰ってしまい、その 5 日後に虐待死させられる事件も起こっています。遺体には 40 ケ所ものあざがありました。

情報共有が実現すれば、警察が虐待家庭に係る 110 番通報や相談を受けた場合や迷子、深夜はいかいの児童の保護等の際に警察官が被虐待児・虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認や保護等適切に応じることができるのです。また、警察が取り扱った状況を児童相談所に報告することにより、児童相談所は虐待家

庭について自らの活動では知りえない最新の状況を把握することができ、一時保護の判断等を適切に行えるようになるのですから、情報共有は本来児童相談所にとって歓迎すべきことのはずです。拒否する理由などありません。役所の縦割り、あるいは「今までのやり方を変えたくない」という役人特有の意識がそれを阻んでいるだけとしか思えません(ちなみに児童相談所に寄せられる虐待通告の約 4 割は警察から通報されたものであり、現在既に虐待案件の多くは警察と「共有」していますので、残りについて共有すべきできない理由などありません。)。

また、いわゆる所在不明児童については生命の危険がある場合があることから、捜索活動を行い保護することが急務ですが、市町村、児童相談所のみでの調査で発見・保護することは不可能なケースが少なくありません。所在不明と判明した場合には案件を抱え込むのではなく、全国行方不明者データベースを保有し、調査・捜査能力を有する警察に通報し、警察が捜索活動を行うことが必要です。

さらに、一時保護を解除して家庭に戻すこととした場合には、いかに子どもの安全を確保し、親を指導・支援していくかについて関係機関と綿密な計画を策定し、それを実行していかなければなりません。児童相談所は、警察に連絡もせず、十分な調査もせず、危険な家庭に戻しては家庭訪問もしないまま、虐待死に至らしめる事件も少なくありません(兵庫県内の事件のほか、広島県府中町小学 5 年女児虐待死事件、北海道登別市中学生虐待死事件、大阪府堺市 3 歳児虐待事件など)。以上から、次のような対応を取ることが必要です。

- ① 児童相談所長は、児童虐待の疑いのある旨の通告を受けた場合には、児童の所在地を管轄する警察署長に通報するものとする。
- ② 警察署長は、110 通報や相談の受理、迷子、深夜はいかいの児童の保護、巡回連絡、事件捜査等の警察活動を通じ、被虐待児又は虐待家庭に係る案件につき対応した場合には、その状況を速やかに児童相談所長に通報するものとする。
- ③ 市町村長は、乳幼児健診未受診あるいは就学年齢に達しながら未就学の児童等安全に懸念のある児童が所在不明と判明した場合には、直ちに警察署長に通報するものとする。児童相談所長が把握している被虐待児が転居等により

所在不明となった場合にも同様とする。

- ④ 児童相談所と市町村、警察は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、児童の安否確認と親への指導・支援を行うことにより、児童に対する虐待の継続・エスカレートを抑止するものとする。
- ⑤ 児童相談所は、一時保護を解除しようとする場合には、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人等」という。)の有無、保護者(同居人等がいる場合には同居人等を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況、養育の困難性等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査するものとする。
- ⑥ 児童相談所は、一時保護を解除し、保護者に児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全を確保するための計画を策定し、関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図るものとする。

4 上記につき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。情報共有の仕組みとしては、児童相談所と警察の共通のデータベースを整備することにより、何ら業務負担が生ずることなく常時の情報共有が可能となり、かつ殆ど経費も要しないことから、是非とも、児童相談所と警察の共通のデータベースの整備を図っていただきますようお願い申し上げます(資料ご参照)。

高知県では平成20年の児童相談所が知りながらみすみす児童を虐待死させてしまった事件を契機とし、児童相談所から警察、教育委員会などに全ての虐待案件を情報提供する仕組みが実現しています。また、大阪府では平成28年の児童相談所が一時保護しながらみすみす危険な家庭に戻してしまい児童を虐待死させてしまった事件を契機とし、一時保護の解除をするにあたっては大阪府警察に事前に情報を提供し、警察が児童を家庭に戻しても危険がないかどうかの調査を行うようにしています。どうか、役所の縦割りを排除し、児童相談所と、市町村、警察の情報共有と連携した活動を実現し子どもたちの命を守っていただくようお願い申し上げます。

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B 代表理事 後藤啓二(弁護士)  
tel 03-6434-5995 fax 03-6434-5996 [kgotoh@ck9.so-net.ne.jp](mailto:kgotoh@ck9.so-net.ne.jp)